

茅ヶ崎市病院事業職員当直勤務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第2号

茅ヶ崎市病院事業職員当直勤務規程等の一部を改正する規程

(茅ヶ崎市病院事業職員当直勤務規程の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市病院事業職員当直勤務規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 宿直勤務 午後5時15分(外科における宿直勤務にあつては午後9時、小児科における宿直勤務にあつては午後11時)から翌日の午前8時30分まで

第3条第1項第2号中「茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)

第1条第1項に規定する市の休日」を「茅ヶ崎市病院事業の管理等に関する規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第1号)第4条各号に掲げる日」に改める。

第4条第1項第1号中「4人」を「5人(日直勤務にあつては、4人)」に改める。

(茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち循環器内科に勤務する職員が救急業務に従事するため待機を命ぜられた場合

第17条第2項第4号中「及び第5号」を「から第6号まで」に改め、同項第5号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同条第3項中「及び第5号」を「から第6号まで」に改める。

(茅ヶ崎市病院事業職員特殊勤務手当規程の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市病院事業職員特殊勤務手当規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 集中治療室業務手当

(7) 休日小児科業務手当

第7条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、集中治療室業務手当が支給されるときは、救急医療業務手当は、支給しない。

第14条を第16条とし、第8条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(集中治療室業務手当)

第8条 集中治療室業務手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、集中治療室における当直勤務に従事し、当該勤務時間中に集中治療室の患者の診療を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる当直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 宿直勤務 40,000円

(2) 日直勤務 20,000円

(休日小児科業務手当)

第9条 休日小児科業務手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員(小児科に所属する者に限る。)が、茅ヶ崎市病院事業の管理等に関する規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第1号)第4条各号に掲げる日の午前8時30分から午後5時15分までの間に小児科の外来患者の診療に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき21,000円(その日の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、10,500円)とする。

(茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条まで」を「第7条まで及び第10条から第12条まで」に改める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日から同年4月1日にかけて行われる宿日直勤務に対して支給する宿日直勤務手当は、第2条の規定による改正前の茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の規定を適用する。

3 第3条の規定による改正後の茅ヶ崎市病院事業職員特殊勤務手当規程第8条の規定は、この規程の施行の日以後に開始する当直勤務の勤務時間中に集中治療室の患者の診療を行った場合について適用する。